コーポレートガバナンスとCSR推進体制

持続的に事業を発展し、社会に受け入れられる組織として継続するためには、
より高い知見により、適正な事業運営を推進する必要があると考えています。
個別課題にも配慮したガバナンス体制の充実に努めています。

久光製薬のガバナンス体制

久光製薬は、経営の機動性・透明性の向上と経営監督機能の強化を重要な課題として位置付けております。そのため、取締役員数の削減、執行役員制度の導入、社内規定整備、委員会設置等、以下のようなさまざまな施策と機構改革を実施しております。

取締役・執行役員・監査役

取締役員数については、取締役会の機能強化と迅速な意思決定を図ることを目的として、2006年5月開催の定時株主総会において13名以内から10名以内に定款変更を行いました。執行役員制度については、経営判断の迅速化、透明性、戦略性の向上を図ることを目的として2003年3月に導入しました。さらに、経営における重要な意思決定は、主要な取締役・執行役員から構成される経営諮問会議において行い、重要な決議事項は取締役会において審議、決定されています。このように、経営の監督および意思決定機能と業務執行機能の分離・分権化およびその双方の機能を強化することに努めてまいりました。監査役制度については、2004年5月開催の定時株主総会において、これまでの4名の監査役のうち、半数の2名を社外監査役とする体制へと移行し、より公正な監査が実施できる体制にいたしました。さらに経営監視機能を強化し、一層の監査体制の強化を図るため、2006年5月開催の定時株主総会において監査役の員数を4名以内から6名以内に定款変更を行いました。監査役は取締役会に出席するほか、定期的に監査役会を開催し、適宜必要に応じて会計監査人より監査状況に関する報告を受けます。

内部監査

内部監査部門として内部監査室を設置しています。内部監査室は業務活動の有効性・適正性および法令・定款に関するコンプライアンス等の適合性確保の観点から当社およびグループ各社の業務執行状況の監査を実施し、取締役会・監査役会への報告を行い、相互連携を図るとともに、担当部門長および担当取締役に報告しています。また、必要に応じて内部統制の改善指導および実施の支援・助言を行っています。

会計監査

当社は、会計監査を担当する会計監査人として、あずさ監査法人と監査契約を結んでおり、正しい経営情報を提供するなど、公正な立場から監査が実施される環境を提供しています。なお、あずさ監査法人および指定社員・業務執行役員と当社の間には特別な利害関係はありません。また、日常発生する法律問題全般に関して、必要に応じ、弁護士などの専門家からアドバイスを受けています。

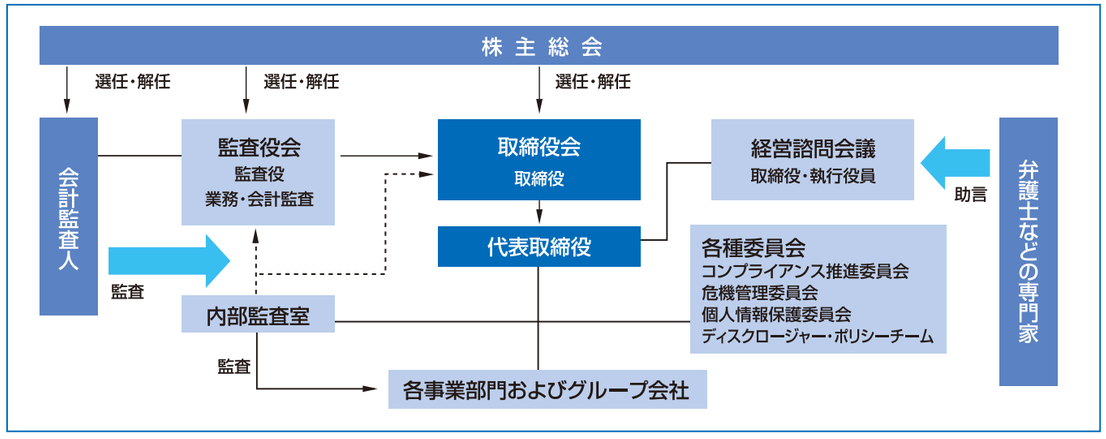

ガバナンスを支える各種委員会や社内組織・規定

コンプライアンス推進委員会・コンプライアンス推進室

コンプライアンスの徹底と倫理性を確保するため、2002年6月に「久光企業憲章」を制定し、その推進にあたりコンプライアンス担当役員を推進委員長・推進室長とするコンプライアンス推進委員会およびコンプライアンス推進室を設置しました。国内外の株主、従業員、お客さま、地域住民というステークホルダーに対する責任と社員の行動を示す「久光企業憲章」の重要性の認識と意識継続のため、役員・従業員にハンドブックとして配布するとともに、高い倫理・道徳観・反社会的勢力・団体に対する毅然とした対応方針に基づく行動の徹底に努めてきました。
また、同時に内部通報制度「久光ほっとライン」を開設し、社内ネットワークなどによる通報や相談を通じて社内のリスク情報を直接把握できるようにし、コンプライアンス違反の発見と抑止につなげています。
今後も継続して当社およびグループ各社における企業倫理、環境、個人情報保護など社会的責任にかかわるコンプライアンスのさらなる充実・維持強化を図っていきます。

久光企業憲章

危機管理委員会（委員長:代表取締役社長）

経営リスクの未然防止および危機発生時対応のため、危機管理委員会を常設し、対応マニュアルの整備とともに、必要に応じて委員会メンバーのトレーニングを行っています。

個人情報保護委員会（委員長:コンプライアンス担当役員）

個人情報保護法の施行に対処すべく、個人情報取扱規定の社内施行とともに設置しています。個人情報を保護することを目的とした組織体制の整備と安全な運用・管理を講じるため、必要に応じて委員会を開催しています。

ディスクロージャー・ポリシーチーム（委員長:代表取締役社長）

法令および上場ルールに則り、適時適切な会社情報の開示を行うために2001年4月に設置し、全役員・全社員はディスクロージャー・ポリシー規定に基づき適時開示に努めています。
当社は、経営の透明性を高めるため、積極的な情報開示に努めるとともに、活発なIR(株主・投資家への広報)活動を通じて、株主および投資家の皆さまとの円滑なコミュニケーションを図っていきます。

CSR推進室・CSR推進委員会（委員長:CSR管掌役員）

生産環境本部や総務部などで個別に実施していた環境・社会貢献活動を取りまとめて推進するため、2007年にCSR推進室を設置しました。また、CSR推進を行う組織として、CSR推進室の下に社内各部署からCSR推進委員を任命し、担当部署のCSRに関する情報収集、企画および実施を担当しています。

営業秘密管理規定・ネットワーク利用規定

情報システムの発展と社内利用の進展に伴い、営業秘密の定義を明確にするとともに、IT機器や通信ネットワークを介したリスクに対応するため、営業秘密管理規定とネットワーク利用規定を制定しています。管理者研修や新入社員研修で、情報システム操作とともに必須の教育として実施するとともに、社内電子掲示板に掲載して閲覧可能な状態にしています。また、情報システム部では、情報漏えいリスクや障害を回避するためのルールや仕組みを整備しています。

内部統制システム

当社は、2006年5月の会社法施行に対応し、2006年5月の取締役会の決裁によって内部統制基本方針を制定しました。企業活動に際しての法の遵守、企業倫理の高揚、コンプライアンス遵守の徹底および経営の透明性向上に努め、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けております。

買収防衛策にかかわる基本方針の策定

2008年3月の取締役会において、当社株式の大規模買付行為などに対する対応策としての基本方針を策定し、5月に開催された株主総会で、2011年2月事業年度に関する株主総会までの延長が承認されました。
この基本方針は、医薬品製造事業としての長期的な企業価値や株主共同の利益などを鑑み、適切な判断を担う独立委員会設置などにより経営権の乱用を防ぐようなものになっています。